

コロナ感染予防にかかわる協力のお願い⑫ ～重点措置が解除されても 感染防止対策の徹底と継続を～

第6波による感染は、緩やかではありますが減少傾向が確実なものとなりました。その結果、現時点では国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「まん延防止等特別措置」の解除基準を岐阜県は全て満たしています。よって、岐阜県は国に対して、重点措置の適用について、3月21日の期限をもって解除を要請することになりました。国も全面解除の方向です。

しかし、新規陽性者の数や自宅療養者の対応、救急医療への影響、ワクチン追加接種の状況、オミクロン株「BA.2系統」への置き換え、年度替わりの人流等々、課題も多くあります。

このため、決して気を緩めることなく、感染の高止まり、さらには第7波へと再拡大することを大いに警戒しなければなりません。

このような状況の中、小中学校は、学びを止めないという意識のもと、岐阜県教育委員会の指導に基づき、学校運営の各場面における感染防止対策を徹底してまいります。保護者の皆様には、下記の内容について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認を

- 各学校で専任・設置されているコロナガードは、感染対策を毎日監視し、健康状態を確認する責任者として、基本的な感染防止対策や「健康チェックカード」による毎日の体調確認を徹底します。

2 感染防止対策を徹底した学校行事等の実施を

- 合唱など感染リスクの高い活動は、短時間で方法等も工夫して再開するようにします。
- 登校に不安のある児童生徒には、オンラインによる学習支援等を実施します。
- 遠足、修学旅行、就業体験等の校外活動については、感染防止対策を徹底した上で再開するようにします。
- 部活動での練習試合及び土日の練習については、感染防止対策を徹底した上で再開するようにします。

3 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状があれば自宅での休養を

- 風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は、自宅で休養して下さい。出席停止として取り扱います。
- 風邪の症状があれば、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、対応して下さい。

4 基本的な感染防止対策（マスク、手指衛生、三密回避）の徹底継続を

- マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、三密の徹底回避をお願いします。

5 不要不急の往来の自粛を

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出は自粛して下さい。

6 飲食時等での感染リスクの徹底回避を

- 普段会わない人との会食は回避。特に歓送迎会等大人数・長時間の飲食を避け、黙食と会話時のマスク着用など感染防止対策を徹底。花見に伴う宴会は極力自粛してください。

7 感染症対策を徹底した公共施設の利用を

- 公共施設は、定員等の一定の制限を設ける等感染防止対策を徹底して開館します。各施設に掲示してある感染防止対策について、ご理解とご協力をお願いします。

8 その他

- 春休みに入っても、気を緩めることなく、感染防止対策を徹底してください。
- 春休みも含め、本人あるいは同居の家族等一定の接触がある方の陽性やPCR検査が決定した場合には、速やかに学校へ連絡してください。
- 誰がPCR検査を受けたかとか、誰が感染したかという噂話をしたり、詮索したりせず、たとえ感染しても、誰もが地域で笑顔の暮らしが取り戻せるよう、ご協力をお願いします。

（注）今後の感染状況や国・県の対応方針によって、対応を変更することがあります。